

## 新型コロナウイルス感染症 対策のお願い

申告会場では、感染症拡大防止のため、定期的な換気、職員のマスク着用、手洗い、アルコール消毒を実施しています。来場される方もマスクの着用、検温、手指の消毒にご協力ください。

### ▶ 次のいずれかに当てはまる方は来場をお控えください

- 発熱、咳、喉の痛み、息苦しさ、だるさなどの症状がある方
- 同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染の疑いがある方
- 過去2週間以内に、感染が拡大している地域・海外を訪問した方

### ▶ 混雑の緩和にご協力ください

- 医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」に必要事項を記入し、申告書への添付が必要です。必ず事前に自宅で作成してお持ちください。
- 市県民税・国民健康保険税の申告書は、郵送でも提出できます。なお、所得税の確定申告書は、所轄の税務署にご提出ください。

### ▶ 確定申告書は自宅でも作成できます

国税庁ホームページ (<https://www.keisan.nta.go.jp/>) の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って入力するだけで申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Taxを利用して送信できるほか、印刷して郵送などで提出することもできます。



## ☑ 申告に必要なもの

- ☐ **個人番号を確認できる書類および本人確認書類**  
マイナンバーカードまたは通知カードと免許証など
- ☐ **税務署から届いた「令和2年分確定申告のお知らせ」はがき**
- ☐ **e-Tax (国税電子申告納税システム) 利用者識別番号 (ID)・パスワード**  
※税務署から交付されている方のみ
- ☐ **扶養親族などとして申告する人の個人番号が分かるもの**
- ☐ **収入 (所得) を証明する書類**  
○令和2年中に支払いを受けた給与・公的年金・配当などの源泉徴収票、支払調書、支払証明書など  
○収支内訳書とその立証資料 (営業・農業・不動産所得のある方)
- ☐ **控除を証明する書類**  
○生命保険料・地震保険料などの控除証明書  
○国民健康保険料などの支払証明書  
○医療費控除の明細書 (医療費控除を受ける方)  
※必ず事前に自宅で作成してお持ちください
- ☐ **印鑑 (認印でも可)**
- ☐ **申告者名義の金融機関・口座番号が分かるもの**  
所得税の還付が生じた際に必要です

# 市県民税・国民健康 保険税の申告はお忘れなく!

受付期間 2月16日(火)▶3月15日(月)

市県民税 (住民税) の申告は、市県民税や国民健康保険税の算出基礎になるものです。申告しないと、各種控除や国民健康保険税の軽減措置などが受けられません。または各種証明書などが発行できない場合があります。忘れずに申告してください。

## 申告が不要な方

- 税務署で所得税の確定申告をする方
- 収入が年末調整をした給与のみの方
- 年金収入のみで、その金額が次に当てはまり、かつ、所得税が源泉徴収されていない方  
65歳未満…98万円以下 65歳以上…148万円以下 (年齢は令和3年1月1日現在)  
※年金収入のみで確定申告が不要な方も、市県民税の申告をすることで市県民税額が下がる場合があります。

## 申告が必要な方

- 令和3年1月1日現在、西条市に住所があり、前年中に次の項目に当てはまる方
- 営業・農業・不動産 (地代・年貢などを含む)・日雇い・アルバイトなどの収入があった方
- 給与所得者で、給与以外の収入があった方、2カ所以上から給与を受けている方
- 年末調整で受けたもの以外の控除 (医療費控除や寄付金控除など) があった方
- 生命保険満期などの受取金・生命保険契約に基づく年金 (個人年金)・配当金などがあった方
- 収入がなかった方
- ※**持続化給付金、雇用調整助成金、「西条市頑張ろう! 小規模事業者・農林水産事業者応援給付金」などを受給した個人事業主は、事業収入としての申告が必要です。**(特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金は非課税所得のため申告の必要はありません)

## 市役所では受け付けできない方 (税務署への申告が必要な方)

- 青色申告をする方
- 土地や株式の譲渡所得があった方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 上場株式などに係る配当・譲渡所得などや、その損失・繰越控除を申告される方
- ※確定申告書第二表「住民税に関する事項」への記入漏れ (16歳未満の扶養親族氏名、住民税の徴収方法の選択、配当・譲渡割額、寄付金控除額など) がないようご注意ください。必要事項の記入漏れや、提出の期限を過ぎた場合、住民税に反映されないことがあります。

### 伊予西条税務署の申告会場開設期間

2月16日(火)~3月15日(月)の平日  
8時30分~16時 (相談開始は9時~)

○会場へ入るには「**入場整理券**」が必要です。整理券は、会場当日配付またはオンラインで事前発行します。LINEアプリで国税庁アカウント (右二次元コード) を友だち追加してください。



※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。  
※自宅で申告書を作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」もご利用ください。  
○会場内では、マスクの着用をお願いします。  
問合せ 伊予西条税務署 個人課税部門  
Tel.0897-56-3290

## 申告と一緒に、マイナンバーカードを作りませんか!

申告会場で、マイナンバーカードの申請を行えます。申請に必要な顔写真の撮影も無料で行います。カードはご自宅に郵送するので、市役所に来ることなくカードを作成できます。

**場所** 西条地域の申告会場 (飯岡・神戸・玉津・加茂・大保木公民館、スポーツコミュニティセンター)

**日時** 各申告会場のスケジュールと同じ (次ページ参照)

**必要なもの** ○マイナンバーの通知カード (紛失された場合は紛失届を提出いただきます)  
○交付申請書 (ある方) ○住民基本台帳カード (ある方) ○本人確認書類※

※次のAの中から1点またはBの中から2点必要です。

通知カードをお持ちでない場合は、Aから2点またはAとBから各1点ずつが必要です。

### A: 顔写真があるもの

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、療育手帳など

### B: 顔写真がないもの

健康保険証、介護保険被保険者証、年金証書、年金手帳、医療受給者証、学生証など

**問合せ** ○制度について 市庁舎本館4階 政策企画課 Tel.0897-52-1527

○申請について 市庁舎新館1階 市民生活課 Tel.0897-52-1211

カードの申請は市庁舎・各総合支所でも行えます





# 各地域別 申告受付日時

## 西条地域

日程	対象地区	時間	会場	
2月	16日(火) 17日(水)	9:00~12:00 13:00~15:00	飯岡公民館	
	18日(木) 19日(金)		神戸公民館	
	22日(月)		玉津公民館	
	24日(水)		加茂公民館	
	24日(水)		大保木	大保木公民館
	25日(木) 26日(金)		9:00~12:00 13:00~15:00	スポーツコミュニティセンター(西条西部公園内)
	3月		1日(月)	8:30~12:00 13:00~16:00
2日(火)		大町		
3日(水)				
4日(木)				
5日(金)				
8日(月) 9日(火)		神拝		
10日(水) 11日(木)		西条		
12日(金)		市庁舎本館 5階 大会議室		
15日(月)			市内全地区	

## 東予地域

日程	対象地区	時間	会場
2月	16日(火)	9:00~12:00 13:00~15:00	楠河地区(河原津、河原津新田)
	17日(水)		楠河地区(楠)
	18日(木)		三芳地区
	19日(金)		庄内地区
	22日(月)		多賀地区(三津屋)
	24日(水)		多賀地区(北条)
	25日(木) 26日(金)		9:00~12:00 13:00~15:00
3月	1日(月)	8:30~12:00 13:00~16:00	吉井地区
	2日(火)		周布地区
	3日(水)		吉岡地区
	4日(木)		壬生川地区(壬生川、大新田)
	5日(金)		壬生川地区(明理川、円海寺、喜多台)
	8日(月) 9日(火)		三芳・楠河地区 多賀・壬生川地区
	10日(水) 11日(木)		庄内地区 周布・吉井地区
	12日(金)		吉岡・国安地区
	15日(月)		市内全地区

## 丹原地域

日程	対象地区	時間	会場
2月	16日(火)	8:30~12:00 13:00~16:00	鞍瀬、明河、千原 楠窪、白坂
	17日(水)		田滝、田滝前 徳能出作、古田新出
	18日(木)		古田
	19日(金)		高知、徳能
	22日(月)		長野
	24日(水)		田野上方、北田野
	25日(木)		高松、川根
	26日(金)		関屋、湯谷口、寺尾
3月	1日(月)	8:30~12:00 13:00~16:00	来見
	2日(火)		石経、志川、明穂
	3日(水)		今井
	4日(木) 5日(金)		久妙寺、南部
	8日(月) 9日(火)		池田
	10日(水)		丹原
	11日(木)		願連寺
	12日(金)		市内全地区
	15日(月)		

## 小松地域

日程	対象地区	時間	会場
2月	16日(火)	9:00~12:00 13:00~15:00	安井、明穂
	17日(水)		妙口原、都谷
	18日(木)		西大頭、中大頭、東大頭
	19日(金)		妙口上、妙口下 大郷、湯浪
	22日(月)		一本松
	24日(水)		北川、石鎚、石鎚団地
	25日(木) 26日(金)		岡村、藍刈 駅前、新宮、藤木
3月	1日(月)	8:30~12:00 13:00~16:00	旧藩、御殿、東町、横町 本町、旭町、坂の下
	2日(火)		新屋敷、一之宮団地
	3日(水) 4日(木)		
	5日(金)		川原谷、舟山
	8日(月) 9日(火) 10日(水)		南川、大開
	11日(木)		中町、西町、北町 宝来町、玉河町
	12日(金)		市内全地区
	15日(月)		

### 申告受付期間中の注意

- 12時~13時の間は受け付けを休止します。**会場により受付時間が異なるのでご注意ください。**
- お住まいの地区の日程で都合がつかない場合は、別の会場でも申告できます。  
※ただし、2月24日(水)の西条会場は、加茂・大保木地区以外の方の申告受付はできません。
- 期間中は、税務担当職員が各会場に出向くため、市庁舎・各総合支所の税務窓口での申告受付はできません。

**問合せ** ○市庁舎本館 2階 市民税課 TEL0897-52-1317    ○東予総合支所 総務課税務係 TEL0898-64-2700  
 ○丹原総合支所 総務課税務係 TEL0898-68-7300    ○小松総合支所 総務課税務係 TEL0898-72-2111